

「復学の意思があれば 迎え入れる」

— 98.6.12 法学部教授会の経緯

長内了・当時法学部長に聞く

「中央大学は、蓮池さんの復学の意思が確認され次第、学籍を回復することを決定しております」。
阿部理事長・鈴木学長連名によるコメント(9・17)の基礎にあるのは、98年6月12日の法学部教授会の審議だった。
どういう背景で、どういう議論があったのだろうか。
当時の法学部長、長内了法学部教授に聞いた。(聞き手・学生記者 野倉早奈恵)

長内了教授 質問を受ける前に、今回の報道について、僕が考えていることを少し話させてください。

蓮池君は24年間の北朝鮮の生活の中で家族もできて、今回の帰国に関しても、いろいろな思いや悩みがあると思う。そしてご両親やお兄さんとしては、何とか薫君に、日本に帰ってきたという気持ち、望郷の念をおこさせたいと考えていらっしやるでしょう。中大訪問なども含めて、あちらで受けた教育のしがらみを解くきっかけになさりたいと考えてお

られる。ただ彼の立場と、ご家族の立場が微妙に食い違ってきている可能性もあると思うのです。

当時の法学部長としてご家族ともお会いした者として、さまざまな思いで報道やテレビ映像を眺めているところです。

ご家族の切々たる思い

——当時の新聞には、ご両親が5月末に学部長などに「学籍回復」を求める手紙を出した、とありますが、

訪ねても来られたのですか。

長内 ええ、大学でお母様にお会いしました。手紙をいただいた直後だと思えます。切々としたお気持ちをお聞きしました。ご両親は当初、自分たちが立ち上がることで薫君に不利益が生じるのでは、と非常に心配なさっていた、という話もうかがいました。いわば人質をとられた運動という苦しみがあったわけですね。

したがって、あの時点で中大が拉致に対する明確な抗議の姿勢を示すことは、ご両親の懸念とも重なりま



「大学は無機質ではない」と語る長内了法学部教授

そうですね、とそのままお帰り願うには、ことからはあまりにも深刻であった。大学としても真剣に検討する考えをお伝えしました。

——そういう事情を背景に、6月12日、教授会での審議・提案となったのですね。提案の内容は？

長内 私は、3つの条件を出して学籍回復の提案をしました。一つは「本人の意思に反して拉致された事実が日本政府等の努力で判明する」。次に、「本人が無事帰国する」。そして「本人から復学の意思表示がなされる」。その3条件を満たした場合、ということですね。

大学としての人間的対応

——議論のようすはどうだったの

でしょうか。

長内 学則との整合性が第一の問題点でした。また、事態がもつとばかりしてから議論すべきではないかという意見もありました。私は「超法規的処置」という言葉を使いましたよ。学則はこんな異常事態を想定してはいはずだからです。

そもそも法の規範というものは人間の幸福のためにあるのです。学則の定める修学年限をどう克服するか技術論はさておいて、今は大学として、一個の人間として私たちができる精一杯の支援の意思を表明することが必要だと訴えました。

結局、教授会は「3つの条件が整った場合、蓮池薫さんの復学を認める」という結論に同意してくれました。直近の学部長会議にこれを報告し、諒承された、というのが当時の経緯です。今回の理事長・学長コメントで、このことがコンファームされた。大学の公式の意思表明になったわけです。

今回の拉致問題に関しては、マスコミが自分たちの思いでコンテンツを作り上げている感もあります。大学はそれと一緒に踊ってはいけません。

学生だった蓮池君が本人の意思に反して学業を継続できなくなつて、また復学したい、となつた場合迎え入れる、という一点でいるべきだと思ふ。あくまでも尊重すべきは本人の意思ですね。

——薫さんの机には「手形・小切手法」の課題レポートが書きかけのまま残つていた、という報道がありました。

長内 ええ、お母様がお見えになつた際にそのレポートをお持ちになつたので、ぼくがお預かりしたんです。担当教授の木内(宣彦)先生は故人となられていたので、商法の丸山(秀平)教授に読んでもらいました。

《レポートの表紙には、手書きで「手形の第三取得者に表見代理による保護が与えられるか、交付欠缺の場合と比較して論ぜよ」のレポート課題、その下にサインペンで「3年22組14号 蓮池薫」とある。

A4一枚を使った丸山教授の講評は、内容に沿ひ必要な論点・解釈を子細に見ながら16ページまで進み、「蓮池君のレポートは、ここで中断しているが」と、未完であることを

記し、「レポートとしては、後半部分の論述を加えて完結されることとなるが、それまでの論述は、講義や参考書を十分踏まえて丁寧に記述されており、今後の最終的な完成がなされることで、課題に対するレポートとして十分な評価を与えうるものと考えられる」と結論されている。日付は、98年9月23日

本人の意思が大事

——蓮池さんは83年7月、除籍となつています。実際に蓮池さんから復学の意思表示があつた場合の対応はどうなりますか。

長内 第一に、学則をどのように克服するか、ですね。ご両親は薫君が消息不明になつてからも5年間学費を取めていらつしやる。結果、在学は8年という学則で経済除籍という形になつていますが、その間の学費をどう取り扱うかという法人にからむ問題もあります。また復学の際

のサポートも大事ですね。しかしなにより彼の場合、拉致されたことで本人の意思が確認できなくなつていた。法的な根拠について、

「時効の中断」を類推することも考えられるよ、とアドバイスしてくれた同僚もある。こうした問題は、授会で知恵を出してもらい、腹をくくつて取り組めばいいんですよ。大方針は決まっているのだから、後は本人の意思を尊重することが大事ですね。中大としては、一人の学生をどう考えるのか、という理念で行動し、ささやかだがきちんとした対応をしてきたつもりです。

——この問題を通して、学生に伝えたいことがありますか。

長内 君たちの中にも教員や職員からいい加減にあしらわれた、といった経験をもち、そのために大学を無機質で没個性的な機関と感じる人がいるかもしれない。しかし大学は、あくまでも人間からできているのですよ。

蓮池君の問題に関しても、われわれは最も人間らしく行動する時だと思ふ。学生一人ひとりがその気になつて発言して言葉を交わし交流すること。けつして楽なことではないけど、そういうことを、今回の事件が教えてくれているのではないかと思います。